

第1回宮城県最低賃金専門部会議事録

令和7年7月31日（木）午後4時00分
仙台第四合同庁舎2階共用会議室

出席者

公益代表

熊谷委員、桑原委員

労働者代表

阿部委員、泉委員、大宮委員

使用者代表

飯野委員、高橋委員、桃井委員

補佐 定刻より早いのですが、ただいまから、令和7年度第1回宮城地方最低賃金審議会専門部会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。報道関係の皆様には円滑な審議運営について、御協力をよろしくお願い申し上げます。また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、ご了承願います。

委員の皆様の出席状況を御報告いたします。柳井委員が欠席のため、

公益代表委員 2名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 3名

以上8名が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する第5条第2項により会議が成立していることをご報告します。

本日は、本年度第1回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局で会議を進行させていただきます。

専門部会委員の方々は、資料1「宮城県最低賃金専門部会委員名簿」のとおりでございます。

専門部会委員の方々は、7月30日付けで発令をさせていただきました。

各委員の御紹介につきましては、名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

議事に入ります前に、川越労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

基準部長 委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、本審に引き続き令和7

年度第1回宮城県最低賃金専門部会に御出席を賜り、ありがとうございます。

また、この度、専門部会委員に御就任いただきましたこと、重ねて感謝申し上げます。

今年度の宮城県最低賃金の改定につきましては、去る7月16日の第1回目の本審で諮問させていただきました。本日は専門部会の運営に係る審議、中央最低賃金審議会で示されていた賃金に係る調査結果や宮城労働局が実施した最低賃金に関する基礎調査などの各種統計資料の説明を行った上で宮城県最低賃金に係る金額審議を予定しております。委員の皆様には暑い時期に集中して審議に挑んでいただくことになり大変なご苦勞をおかけいたしますが、ご審議のほどお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

補佐 それでは議事に入ります。議題（１）「部会長及び部会長代理の選出について」、事務局から提案させていただきます。

賃金室長 最低賃金法第25条第4項で準用する第24条第1項及び第4項の規定により、
「専門部会の会長及び会長の代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」
こととされています。

本専門部会におきましては、従前より、専門部会の公益委員の皆様で協議していただいた結果をお諮りするということにしていますが、本年度もこの取扱いでよろしいでしょうか。

委員 （異議なし）

賃金室長 予め公益委員の皆様で協議いただき、部会長に熊谷委員、部会長代理に桑原委員ということとなっておりますが、よろしいでしょうか。

委員 （異議なし）

賃金室長 ありがとうございました。

補佐 それでは、部会長及び部会長代理から御挨拶をいただきます。では、部会長からお願いいたします。

部 会 長 ただ今、部会長に選出されました熊谷でございます。
部会長といたしまして、公正・公平な審議に努めてまいり所存でございますので、皆様の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

補 佐 部会長代理からもお願いします。

部会長代理 部会長代理に選出されました桑原でございます。
部会長を補佐して、適切な審議が行われるよう努めてまいります。
どうぞよろしくお願いいたします。

補 佐 部会長が選出されましたので、これからの議事進行は部会長にお願いいたします。

部 会 長 議題（２）「宮城県最低賃金専門部会運営規程について」、事務局から説明をお願いします。

補 佐 資料２を御覧ください。
今年度も新たに宮城県最低賃金専門部会を設置したところですので、運営規程も定める必要がございます。
専門部会運営規程（案）は、従前のものと変わらない内容ですが、資料のとおりでよろしいかお諮りいたします。

部 会 長 専門部会運営規程（案）に関しまして各委員の皆様には何か御意見等がございますか。

ご意見等はないようですので、案の通り運営規程を決定することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

部 会 長 ありがとうございます。
議題（３）の「宮城県最低賃金の改正に係る審議」に移ります。
審議に当たり、まず、資料３「令和７年賃金改定状況調査結果」について、事務局から説明をお願いします。

指 導 官 まず「令和７年賃金改定状況調査結果」について説明いたします。
資料番号３をご覧ください。

こちらは、本年7月22日に開催された、中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会において配布された資料になります。

1ページをご覧ください。

「2. 調査対象」にありますとおり、調査産業は、製造業、卸・小売業等の最低賃金の引上げに影響を受けやすい産業で、調査対象は企業規模30人未満の小規模事業所となっております。

調査事業所数などは、3.に記載のとおりであります。

次に3ページの「第1表 賃金改定実施状況別 事業所割合」をご覧ください。

これは、今年、賃金改定を実施した企業の割合を示しています。

左上の産業計・ランク計を見ていただくと、1月から6月までに賃金の引上げを実施した事業所の割合は49.2%となっております、昨年より上昇しております。隣の列の賃金の引下げを実施した事業所の割合は0.8%となっており昨年とほぼ同水準です。

宮城の属するBランクについては、それぞれ48.8%、0.9%となっております。

次に、飛びまして6ページの「第4表①一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）」をご覧ください。

左の横書きの「産業計」縦書きの「男女計」でみますと、ABCの下「計」で、賃金上昇率は、本年は2.5%です。

2.5%という上昇率は、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降で最大の水準でありました昨年にさらに上回っているものです。ランク別では、産業・男女計でAが2.1%、Bが2.9%、Cが3.0%となっており、宮城の属するBランクでは、昨年より0.5ポイント賃金上昇率が高くなっています。

次に、7ページの「第4表②」をご覧ください。

こちらは、6ページの表を「一般労働者」と「パートタイム労働者」で区分したものととなります。

左の、横書きの「産業計」で、縦書きの一番下「パート」の欄でみますと、「計」で、賃金上昇率は、本年が2.9%、昨年は2.8%ですので、昨年より0.1ポイント賃金上昇率が高くなっています。

宮城の属するBランクについては、3.5%と昨年と同一であり、引き続き高い賃金上昇率となっております。

資料3の説明は以上となります。

部 会 長 ただ今の説明について、何か御質問等はありませんか。

委 員 （質疑、意見等なし）

部 会 長 それでは、資料４「令和７年最低賃金に関する基礎調査結果」について、事務局より説明をお願いします。

指 導 官 資料４をご覧ください。最低賃金に関する基礎調査の概要について簡単に説明させていただきます。

調査対象等は、資料４の１ページ「最低賃金に関する基礎調査」の欄に記載がありますので、ご覧ください。

調査対象となる産業は、製造業のほか卸・小売業、宿泊業飲食サービス業等の最低賃金の引上げに影響を受けやすい産業で、調査対象は規模３０人未満の小規模事業所となりますが、製造業と情報通信業のみ１００名未満の事業所となります。資料にはありませんが、今年度は、令和３年経済センサスから抽出した宮城県内の１,８６０事業所に調査を依頼し７５５事業所から有効回答を得たところです。

なお、調査の設計上、最低賃金の減額特例許可を受けている労働者を調査対象から除外することにはなっていないので、回答を得た労働者の中に減額特例許可を受けた労働者が含まれ得ることを申し添えます。

次に２ページには用語の説明が記載されています。

地域分けについては、仙台市、仙台市周辺、郡部などの具体的な範囲について記載しております。

また、統計用語である「中位数」、「第一・四分位数」、「第一・十分位数」、「第一・二十分位数」、「未満率」、「影響率」がどのような意味であるかを記載しております。ご確認くださいと思います。

次に３ページに「調査対象産業表」がありますので、ご覧ください。

中計０１から中計０７まで、具体的には、「製造業」から「サービス業（他に分類されないもの）」まで中計ごとに集計し、これら産業を合計したものに「特定最賃の適用除外者」を加え、大計０１として「地域最賃対象産業」としての集計をしております。

次に４ページからの「令和７年最低賃金に関する基礎調査結果表」がそれぞれの対象産業ごとの集計結果をまとめたものとなっております。

対象産業ごとに全体の集計、男女別、パートのみ、地域区分ごと、事業所の規模ごとの集計結果が数値としてまとめられています。

表に記載しております集計値は、労働者数、時間当たりの平均賃金額、中位数、第一・四分位数、第一・十分位数、第一・二十分位数、未満率になります。４ページの表の一番上の人数の欄に「３３８,５７０人」とありますが、こちらが母集団の労働者数、調査対象労働者数の

推計値となります。この人数は、実際に回答を得た労働者数に、復元倍率をかけて算出したものとなっております。

なお、5ページの宿泊業、飲食サービス業 仙台市周辺の第一十分位数と第一二十分位数が596円と、特に低い金額となっておりますが、これは、仙台市周辺の宿泊、飲食サービス業のサンプル数が元々少ないことに加えて、今年度の回答事業場の中に、最低賃金減額特例許可事業場が含まれていることから、このような数値となっているものです。未満率が比較的高くなっていることも、同様の理由によるものと考えられます。

次に7ページには令和7年度影響率表があります。影響率の意味ですが、最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合のことを影響率と言います。たとえば、この表をご覧くださいますと、仮に10円の上げがあった場合の影響率は12.31%となります。

そして8ページからはグラフとなっております。

8ページのグラフが男女別など対象労働者別、9ページのグラフが製造業、卸売業・小売業別など対象産業別、10ページのグラフは年齢別、男女別、11ページのグラフはパートの年齢別、男女別になります。

8ページに戻っていただきまして、労働者別グラフでは、女性、パートで、第一・十分位数が最低賃金額に近く、最低賃金の近傍で就労している労働者の割合が多くなっているのがお分かりいただけると思います。

次に9ページの対象産業別のグラフをご覧くださいと思います。

娯楽業、宿泊・飲食業で、同様に、最低賃金近傍で就労している労働者の割合が多くなっているのがわかります。

10ページの年齢別時間当たり賃金額のグラフでは、20歳未満、及び、65歳以上の労働者、また、女性労働者で、同様に、最低賃金近傍で就労している労働者の割合が比較的高くなっているのがわかります。

12ページからは、過去からの推移がわかるグラフになります。

12ページ、13ページが地域別の賃金額の推移、14ページが男女別の賃金額の推移です。

過去からの推移をみると地域別、男女別いずれについても、棒グラフである最賃額の引上げに応じて、第一・二十分位数の額及び第一・十分位数の額が最低賃金額以上に上げられていることが確認できます。

15ページは、地域別の未満率の推移です。未満率は、最低賃金を改定した後にその額を下回っている労働者の割合であり、今年度でいえば、時間額換算で現行の973円を下回っている労働者の割合を示し

ています。本年は、黒線で示した全地域で、1.64%となっております。

グラフで表記した全期間を通じて1パーセント台で推移していることがわかります。

以上のことから、ここ数年は大幅引き上げが続いておりますが、一方で、最低賃金の引き上げに応じて賃金額も引上げられ、結果として未満率は低く保たれている状況にあることがわかります。なお、今年度の仙台市周辺の未満率が比較的高くなっている理由は、先ほど仙台市周辺の宿泊、飲食サービス業についてご説明したとおり、回答事業場中に最低賃金減額特例許可事業場が含まれていることなどが要因となっていると考えられます。

16ページ以降は、地域最賃対象産業の総括表（1）です。

総括表は、各賃金階級までの労働者が何人いるかをまとめたものです。

また、20ページには中位数、第一・四分位数などの分位数なども記載されております。（1）は、規模別、地域別、年齢別になります。

参考にしていただければと思います。

例えば、16ページの総括表（1）左側の列「時間当たり所定内賃金額」の欄の972円の右隣の欄に5,563人と記載がありますが、これは972円以下である人数が5,563人であるということを示しています。（ ）内の数字は、全労働者に対する、金額が低いほうからの累計人数の比率で、972円の欄の（ ）はいわゆる未満率を表しています。

なお、総括表の仕様上、表記が小数点第2位は四捨五入されており1.6となっておりますが、先ほどご説明した通り、小数点第2位までの表記にしますと、1.64となります。

説明は以上です。

部 会 長 ただ今の資料説明について、御意見、御質問等ございますか。

委 員 （質疑、意見等なし）

部 会 長 これらの資料について、今後の審議におきまして、適宜参照していただきたいと思っております。

次に資料5以降について事務局から説明をお願いします。

指 導 官 先ず、資料番号5をご覧くださいと思います。こちらは「地域別最低賃金額改定状況」の資料になります。

1 ページは、「令和6年度地域別最低賃金の改定状況」の一覧になります。

宮城は、B ランクで引上げ額が50円、発効日は10月1日でした。

2 ページは、地域別最低賃金額と引き上げの目安額との関係の推移を示したものです。宮城をご覧くださいと、ここ数年空欄となっていますが、これは引き上げの目安額と改定された引き上げ額が同額であったことを示しています。

3 ページは、地域別最低賃金の発効状況の推移となり、ランク別にして発効日を載せております。昨年は、全国で10月1日に発効が26地域、10月2日以降の発効が21地域でした。なお宮城は、平成29年以降10月1日の発効となっています。

4 ページは、地域別最低賃金額の異議申出状況の推移です。○が付いているところが異議申し出があったことを表しています。

5 ページは、総合指数を基に、上段には東北地域、下段には同じB ランクの地域の最賃額の推移、それから宮城の最賃額との比較を示しています。

総合指数は県名の下に数字ですが、これは一昨年のランク区分見直しの基礎とした総合指数であります。県民所得、標準生計費、所定内給与、新規卒者の初任給、1人当たりの製造品出荷額・販売額等の19の指標を基に、東京都を100として各県の数値を表しています。

また、時間額の下に()の数字は、宮城の最低賃金を100とした場合の、各県の割合の推移を表しています。

6 ページは、宮城県最低賃金の改定状況の推移になります。

平成14年度以降は、日額表示がなくなり、時間額のみとなっています。

引上げ額では、平成2年から4年までの3年間は20円を超えていましたが、その後は引き上げ額が減少し、平成28年から再び20円を超えるようになり現在に至っているという経過です。平成23年の東日本大震災の年は、岩手・宮城・福島の3県については、各県ごとの被災状況等に十分に配慮した審議を求められ、結果として宮城は1円の引き上げ、また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により目安も示されず結果的に1円の引き上げとなっております。

8 ページと9 ページは、地域別最低賃金の改定状況の推移を、過去

10年間の全国順位で示したものとなります。宮城県は令和5年度以前の過去10年間は、順位の変動はなく、全国で29位となっておりますが、令和6年度は徳島県が最賃額を大幅に引き上げたことにより宮城県より上位となったことから、30位となっております。

次に資料6「主要労働経済指標」をご覧ください。

1ページの1は、所得・経済成長率となり、宮城県のデータは令和4年度が最新となります。

左上の宮城県内の総生産額をみますと、平成24年度の8兆円台から毎年増加し、30年度に10兆円に到達しましたが、令和元年度から4年度は9兆円台となっております。

右下の労働分配率は所得の分配の中で労働者のとる分け前の割合ですが、宮城は平成25年度から平成29年度までは60%台でしたが、その後上昇に転じ、令和4年度に77.6%となっております。

2ページは、生産活動（新設住宅着工戸数、公共事業請負金額）となります。

上の表を御覧いただきますと、宮城の新設住宅着工戸数は、東日本大震災による急激な需要により、平成26年には2万6千戸を突破しましたが、平成27年から減少に転じ、令和6年は1万7千戸ほどとなっております。

その下の表の公共工事請負金額では、震災後の復旧・復興工事で平成26年から27年までの4年間は8,000億円台の高水準となり、その後減少に転じ、令和6年は、2,782億円となっております。

3ページは、生産活動（鉱工業生産指数）となります。

平成22年、平成27年などを100としており、23年には震災の影響で、宮城県は前年比で29.3ポイントマイナスと大きく減少しましたが、24年以降は持ち直し、指数は上昇しています。その後、平成30年から減少に転じました。

その後令和3年にはふたたび上昇に転じ、令和5年は一旦減少したものの、令和6年は5ポイントの上昇となっております。

主要労働経済指標については以上です。

次に資料7「賃金関連資料」をご覧ください。

1ページは、春季賃上げ妥結状況を掲載しております。

3ページの1-（3）の春季賃上げ妥結状況をご覧ください。

令和2年、令和3年は賃上げ率は若干低下しているものの、令和4年からは上昇しています。令和6年は令和5年の3.60%から5.33%と大きく上昇しております。これは厚生労働省の集計の部分をご説明しております。

4ページの2は、初任給のデータとなります。

2の(1)から(6)まで「学歴別・性別」などによる統計が並んでいます。宮城県の推移をみますと、新規卒者の高卒女を除き、令和5年から令和6年にかけて上昇となっています。

12ページの3は、賃金水準のデータとなります。

3-(1)の表のデータを見ると、平成28年以降、全国では所定内給与額が前年比プラスで推移しているところ、宮城ではマイナスになっているところが散見されますが、直近の令和6年は企業規模30人以上で7.3パーセントの上昇となっています。

資料7については以上です。

次に資料8「生計費関連統計」をご覧ください。

1ページは、「県庁所在都市別 消費者物価 地域差指数の推移」です。

これは全国平均を100とした場合の指数です。

仙台市は、令和5年に全国で2位だったのが、令和6年には8位になっています。

なお、令和6年の指数は、100.8となっています。

2ページの2は、消費者物価指数の推移(仙台市/全国)です。なお、指数は持家の帰属家賃を除く総合指数となっております。

3は、国内企業物価指数の推移(全国)です。

表作成の都合上、グラフの線が全てつながっておりますが、いずれのグラフも、左側は年平均であり、令和6年5月以降は月次のデータとなっております。いずれも上昇傾向となっております。

4ページに移りまして5は、標準生計費の推移(仙台市/全国)です。

仙台市の1人すなわち単身世帯の標準生計費は、令和6年において、11万2,967円となっております。

なお、標準生計費については、年によりバラつきが大きい調査結果となっております。

生計費関連統計は以上です。

次に資料9「雇用情勢関連統計」をご覧ください。

1 ページは、有効・新規求人倍率の推移です。

宮城の有効求人倍率の欄（右側）を御覧いただきますと、コロナの影響もあり、令和2年の求人倍率は落ち込みがみられますがその後ゆるやかに上昇し、更にその後やや減少し、直近の令和7年5月には1.22倍となっております。

新規求人倍率も若干のずれはありますが同様の傾向となっております。

2は、完全失業率の推移です。

宮城の場合、平成25年まで4%を超えていましたが、平成26年以降4%を切っています。

全国も同様の状態にあります。

宮城の令和7年1月～3月は、3.1%となっております。

4 ページをご覧ください。こちらは企業倒産件数・負債金額の推移です。

宮城県においては、コロナ禍の令和2年、3年は、国の雇用調整助成金などの効果もあり、倒産件数、負債総額とも令和元年より少なくなっております。

しかしながら、令和4年は、倒産件数100件、負債総額227億円と、前年比増に転じ、令和6年の件数については161件と増加傾向が続いています。

5 ページは、宮城県の高卒就職者数と県外就職者数の推移です。

県外就職者の割合は平成26年度を底に増加しましたが、以後現在まではほぼ「横ばい」となっています。

直近の令和6年は、令和5年よりやや増加し、県外就職者の割合は20.3%、関東Aランク都県への就職者の割合は12.5%、東京都への就職者の割合は9.0%となっております。

8 ページ以降に、本年6月27日発表の「一般職業紹介状況（令和7年5月分）」を添付しております。

8 ページの一番下に棒グラフがありますが、右の薄い色の棒グラフが有効求職者数、左の濃い色が有効求人数であり、折れ線グラフにあるように有効求人倍率は令和4年をピークに減少傾向で推移しております。

詳細は次ページ以降でご確認願います。

雇用情勢関連統計については以上です。

次に資料 10「経済情勢」をご覧ください。

こちらには行政機関等で公開されている6つの資料を添付しております。

1 つ目は、東北財務局発行の「宮城県の経済情勢」、2 つ目は、同じく東北財務局発行の「法人企業景気予測調査 宮城県分」、3 つ目は、宮城県統計課発行の「みやぎ経済月報」、4 つ目は、日本銀行仙台支店発行の「経済の動き」2025年7月版です。

5 つ目は、同じく日本銀行仙台支店発行の、全国企業短期経済観測調査結果（東北地区6県）判です。

6 つ目は、七十セリサーチ&コンサルティング株式会社発行の調査月報です。これらは今後の審議の参考として活用いただければと思います。

次に、資料 11「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」をご覧ください。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導については、10月改正の地域別最低賃金、12月改正の特定最低賃金、の履行状況を確認するため、例年1月から3月にかけて宮城県内5か所の労働基準監督署において監督指導を実施しているものです。

監督対象事業場の選定に当たっては、最低賃金法違反に関する情報や相談があった事業場や最賃額未満の求人を出している事業場のほか、最低賃金に関する基礎調査の結果、未満率や影響率が他の産業より高い地域や業種の事業場などから選定しています。

1 ページ目の「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移（宮城）」をご覧ください。

平成23年から令和7年までの間に実施した監督実施結果の推移ですが、令和7年の実施結果を説明すると、県内の291の事業場に監督指導を実施し、最低賃金の支払い義務違反の事業場は34事業場となり、違反率は11.7%となっており、前年の10.0%から微増となっております。

2 ページは、全国の監督指導結果となっております。令和7年実施分の違反率は、全国で10.0%となっております。

審議に関する資料説明は以上です。

部 会 長 ただ今の説明について、御意見御質問等ございませんか。

委 員 （質疑、意見交等なし）

部 会 長 よろしいでしょうか。これらの資料についても、今後の審議におきまして、適宜参照していただきたいと思います。
そのほか、事務局から何かございますか。

補 佐 本日の本審において、最低賃金の検討に当たって留意すべき基本的な考え方について、労使から主張がありました。
また、第1回及び第2回の本審において配布した資料もございます。
皆様には、こういった点や各種資料も踏まえて御議論いただければと思います。

部 会 長 ただいま紹介がありましたように、本審で主張された最低賃金の検討に当たって留意すべき基本的な考え方や本審で配布された各種資料も踏まえて専門部会でご議論いただきたいと思います。
しかしながら、本日は目安の伝達がございましたので、今後の進め方等について検討が必要かと思われます。ここで一旦休会をいたしまして、労働者側と使用者側それぞれ控室で打合せを行っていただき、公益委員で労働者側、使用者側の見解を確認させていただいた後、再開したいと思います。
よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

部 会 長 それでは休会とします。

～ 休 会 ～

部 会 長 専門部会を再開します。労働者側、使用者側、それぞれから打合せの結果等を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

部 会 長 最初に労働者側からお伺いします。

阿部委員 基本的な考え方については先ほど本審の中で述べさせていただいた

通りでございます。具体的な金額については、事務局からご説明いただいた調査結果等を踏まえつつ、また、今中賃で審議されている目安も踏まえて金額の方を提示してまいりたいと思っておりますので、本日ここで提示できる金額はございません。よろしくお願いいたします。

部 会 長 ありがとうございます。本日は金額の提示はないということでございます。次に使用者側からの見解をお伺いいたします。

飯野委員 使用者側も打合せをいたしまして、基本的には今労働者側が言ったとおりでございます。

地方の審議会におきましては、色々なデータ資料を出していただいておりますけれども、併せて中央の審議会から示される目安額を参考に審議するということにしておりますので、その目安額が示されていないということでございますので使用者側としましても具体的な金額を提示するのは控えさせていただきたいと考えております。改めて検討した上で提示をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

部 会 長 ありがとうございます。使用者側の皆様からも金額の提示は控えるということでございました。その他、事務局から何かありますか。

補 佐 中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会において集中的に審議を行っているところですが、本日現在、目安を示すに至っておりません。

事務局としましては、近日中に目安が示されることも想定しつつ、審議会の議論を尽くした上で、全会一致での答申をいただけるよう今後の審議日程をできるだけ確保したいと考えております。

つきましては、第2回専門部会を8月4日（月）午後2時から開催したいと考えております。

部 会 長 ただ今、事務局から今後の審議日程の話がございました。御意見等がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

委 員 （意見等なし）

部 会 長 よろしいでしょうか。それでは、第2回の専門部会は8月4日（月）14:00 から開催とします。

以上で、本日の審議を終了します。

お疲れ様でございました。

（閉 会）